

平成二十七年政令第二百五十六号

令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法施行令

内閣は、平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十四条、第二十条第五項（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十二条（同法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）、第二十七条第一項並びに同項において読み替えて準用する同法第十六条第二項、第十九条第三項、第二十五条第一項及び第二十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国有財産の無償使用）

第一条 国が令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（以下「法」という。）第十四条の規定により無償で使用させることができる国有財産は、同条に規定する国有財産のうち次に掲げる施設又はその附属施設の用に供されるものとする。

一 競技施設  
二 競技練習施設  
三 駐車施設  
四 事務所

五 前各号に掲げるもののほか、財務大臣が定めるもの

第二条 国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができる者は、組織委員会（法第八条第一項に規定する組織委員会をいう。以下同じ。）若しくは公益財團法人日本武道館（昭和三十七年一月三十一日に財團法人日本武道館という名称で設立された法人をいう。）又は財務大臣が定める者とする。

第三条 国が法第十四条の規定により国有財産を無償で使用させることができるのは、令和四年三月三十一日までを限度とする。

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法の特例に係る負担金の金額）

第二条 法第二十条第四項（法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号。第一号において「読み替え後の国共済法」という。）第九十九条第二項の規定により組織委員会及び国が負担すべき金額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

第一組織委員会 当該派遣職員（法第十七条第七項（法第二十七条第一項において準用する場合を含む。）に規定する派遣職員をいう。以下この条から第三条までにおいて同じ。）に係る読み替え後の国共済法第九十九条第二項第三号（同法第三号）の額を基礎として報酬月額の算定に係る国家公務員共済組合法第四十条第五項、第八項、第十項、第十二項若しくは第十四項又は同条第十六項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣職員に支給した期末手当等（読み替え後の国共済法第二条第一項第六号に規定する期末手当等をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬の月額（国家公務員共済組合法第四十条第一項に規定する標準報酬の月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた期末手当等の額との合計額で除して得た数を乗じて得た金額

第二組 第二國 当該派遣職員に係る組織委員会及び国が負担すべき金額の合計額から前号に定める金額を控除した金額

（派遣職員に関する厚生年金保険法による保険料の額）

第二条の二 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第四条の二第二項第七号の規定により組織委員会及び国が負担すべき保険料の額は、各月ごとに、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

第一組織委員会 当該派遣職員である第一号厚生年金被保険者（厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二条の五第一項第二号に規定する第二号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十一条第四項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣職員に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十一条第一項、第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定の例により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣職員に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣職員の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣職員が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額を控除した額

第二組 第二國 当該派遣職員である第二号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

（派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令の特例）

第三条 派遣職員に関する国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第二条第一項

五 国家公務員法第二条第三項第十号、第四の七 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者七項に規定する派遣職員

六 第一号から第四号の二まで又は前二号に五 国家公務員法第二条第三項第十号、第十三号、第十四号又は第十六号に掲げる者で第一号から第四号の一まで又は前三号に掲げる者に準ずるもの

七 若しくは受入先弁護士法人等、受入先弁護士法人等若しくは組織委員会（令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法第八条第一項に規定する組織委員会をいう。次項において同じ。）が負担すべき

第一号 第二十五条の四第一項 第二十五条の四第一項が負担すべき



一 組織委員会 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者（厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者をいう。次号において同じ。）に係る同法第八十二条第五項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定によりその月に組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額に、組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した報酬（同法第三条第一項第三号に規定する報酬をいう。）の額を基礎として報酬月額の算定に係る同法第二十二条第一項、第二十三条第一項、第二十三条の二第一項若しくは第二十三条の三第一項又は第二十四条第一項の規定により算定した額とその月に組織委員会が当該派遣警察庁所属職員等に支給した賞与（同法第三条第一項第四号に規定する賞与をいう。）以下この号において同じ。）の額との合計額を当該派遣警察庁所属職員等の標準報酬月額（同法第二十条第一項に規定する標準報酬月額をいう。）の基礎となつた報酬月額とその月に当該派遣警察庁所属職員等が受けた賞与の額との合計額で除して得た数を乗じて得た額

二 国 当該派遣警察庁所属職員等である第三号厚生年金被保険者に係る組織委員会及び国が負担すべき保険料の額の合計額から前号に定める額を控除した額

派遣警察庁所属職員等に関する地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者」とあるのは、「七 国家公務員の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第七十八号）第二条第四項に規定する配偶者同行休業をしている者／七の二 令和三年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法（平成二十七年法律第三十三号）第十七条第七項に規定する派遣職員／」とする。

（派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法の特例）

五条 派遣警察庁所属職員等に関する子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）の規定の適用については、組織委員会を同法第六十九条第一項第三号に規定する団体とみなす。

（法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員等）

**第六条** 法第二十七条第一項に規定する政令で定める職員は、次に掲げる職員とする。

一  
二 臨時的に任用されている職員  
二 方言で名交告（くわは方言で名交）の主（方言言文混用法）（昭和二十二年去津寫百二四号）第二五卷第一項又は第三二号七余。」の改写川東に及ばず、る者七、う。」又は

陸上自衛隊高等工科学校の生徒（自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二十五条第五項の教育訓練を受けている者をいう。）

三　自衛隊法第四十四条の三第一項又は第四十五条第三項若しくは第四項の規定により引き続いて勤務することを命ぜられた職員

休憩者

三  
六  
国祭重合平和准寺舌助等ニ付する協力ニ關する去津（平成四手去津第十七号）第二十七条第一項の規定ニより辰晝として、自衛官

七  
玉  
緊要機関等に派遣される防衛省の職員の処遇等に関する法律（平成七年法律第二百二十二号）第二条第一項の規定により派遣されている職員

八　国と民間企業との間の人事交流に関する法律（平成十一年法律第二百二十四号）第二十四条第一項において準用する同法第七条第一項の規定

平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法（平成二十七年法律第三十四号）第十四条第一項において準用する同法第四条第一項の規定により派遣されている職員

法第二十七条第一項において読み替えて準用する法第六十六条第一項、第十七条第三項、第十八条第二項、第十九条第三項、第一十五条第五項及び第一十六条に規定する政令で定める事項について

法第二十七条第一項において準用する法第十七条规定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字

句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

第一欄  
第二欄  
第三欄

第五回 次衛省の職員の給与等に関する第五回

三百六一八號

卷之三

第八条の三第五項

という

において準用する同法第十七条规定により派遣された職員（以下「組織委員会派遣職員」という。）

派遣先企業（同法）  
派遣先企業（国と民間企業との間の人事交流に関する法律）

第一項に規定する組織委員会をいう。以下同じ。

第十一条の第三項及び交流派遣職員

第十七条の第一項  
又は沙遺失企業  
及び第二一五条第二

項本末卷二

— 1 —

